

平成30年5月14日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、秋田運輸支局長より周知依頼がございました。別紙のとおり、「冷凍冷蔵車の冷凍機の保守管理等の再徹底について」です。

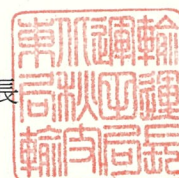
会員の皆様におかれましては内容をご確認の上、再発防止の徹底についてご協力頂きますようお願い申し上げます。



秋運整第59号
秋運輸第34号
平成30年5月8日

公益社団法人 秋田県トラック協会会長 殿

秋田運輸支局長



冷蔵冷凍車の冷凍機の保守管理等の再徹底について

標記について、平成30年4月27日付け東自保第13号、東自貨第49号により、東北運輸局自動車技術安全部長及び東北運輸局自動車交通部長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願います。



東自保第13号
東自貨第49号
平成30年4月27日

秋田運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

自動車交通部長
(公印省略)

冷蔵冷凍車の冷凍機の保守管理等の再徹底について

冷蔵冷凍車の冷凍機の保守管理等の徹底については、平成28年10月4日付け東自保第72号、東自整第105号により周知を図ってきたところであるが、平成30年2月7日及び3月23日に苫小牧―八戸航路のフェリー船内の甲板において、他局管轄の貨物自動車運送事業者が使用する停車中の冷蔵冷凍車から発煙する事象が立て続けに発生した。

発煙した原因はいずれも、当該車両に搭載されている冷凍機のコンプレッサーの振動によりリキッドインジェクションパイプ※に亀裂が生じ、加圧、冷却されたガスとコンプレッサーオイルが噴出したためである。

噴出したガスは不燃性ガスであることから発火することはないと冷凍機メーカー等関係者から報告を受けているが、この事象によりフェリーの運航阻害に至る恐れがあり、また、冷凍機の機能低下等により積載物に被害が生じる恐れもある。

このことから同種事案の再発防止のため、貴支局管内の関係事業者に対し、保有する冷蔵冷凍車の冷凍機について、コンプレッサー他各装置の取付け状態及び配管各部の損傷の有無等、冷凍機メーカーが推奨する点検(日常、定期、一定距離毎など)を専門業者に依頼等して適切に実施し、輸送の安全と品質の確保に万全を期すよう周知徹底されたい。

※冷却されたガスをコンプレッサーに送る配管



秋自整受
第12/号
30.4.27
秋田運輸支局